

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人の亡夫（以下「被災者」という。）に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分並びに同年〇月〇日付けで請求人に対してした労災保険法による遺族補償給付、葬祭料及び未支給の介護補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

被災者は、会社A（以下「事業場」という。）の代表取締役として、B県C町所在のD商工会に加入し、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の第1種特別加入者として承認を受け、造園土木工事、庭石・輸入石材加工及び販売等の業務に従事していた。

請求人によれば、被災者は平成〇年〇月〇日事業場敷地内に風で飛ばされ散乱したトンパック袋やごみの片付け、風で倒れたベニヤ板の片付け及び敷地内に散らかっていた玉石を油圧ショベルで片付ける等の作業を行った。その後、事務所内に設置してある薪ストーブの煙が逆流し使用できないため、事務所の屋根に上がるなど薪ストーブの煙突掃除を午前11時40分頃まで行ったところ、作業を一緒に行っていた請求人に「体が冷え冷えする」と言い、午後0時50分頃には「耳がおかしい」、「頭がおかしい」、「頭痛」等の症状が出現したため、事業場敷地内にある被災者宅において炬燵に横になっていたが、午後1時39分、E病院に救急搬送され「脳幹部脳出血」（以下「本件疾病」という。）と診断され入院加療した。その後、同年〇月〇日F病院に転医し、複数の医療機関において

療養していたが、平成〇年〇月〇日F病院で死亡した。F病院医師作成の死亡診断書によれば直接死因は「消化管出血」、直接死因の原因は「麻痺性イレウス」であった。

被災者は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を、請求人は被災者に発症した本件疾病及び被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして未支給の介護補償給付、遺族補償給付及び葬祭料を監督署長に請求したところ、監督署長は被災者に発症した本件疾病及び被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者に発症した本件疾病及び被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件疾病の発症について

ア G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日にめまいで受診、頭部CTで脳幹出血を認め『脳幹部脳出血』と診断した。基礎疾患との関連については、高血圧との関連が疑われる。」と述べている。

イ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「CTスキャンで脳幹

の『橋』に出血が認められているので、この出血が病態の本質であることは疑いがない。平成〇年〇月〇日午後〇時50分頃に『高血圧性脳出血（橋出血）』を発症した。」と述べている。

ウ 当審査会は、上記2名の医師の意見を含め本件の医証等を精査したところ、G医師及びH医師の意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月〇日に本件疾病を発症したものと判断する。

(2) ところで、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く）の認定基準について（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）」を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。本件疾病は、認定基準における対象疾病に該当することから、以下、認定基準に基づいて、検討する。

(3) 請求人らは、被災者の本件疾病の発症直前から前日までの間の出来事について、発症当日の急激で極めて異常な強風及び低温の作業環境が「異常な出来事」に該当する旨を主張しているため、検討すると以下のとおりである。

請求人らの主張は、被災者の作業環境が認定基準の「異常な出来事」の具体例である「急激で著しい作業環境の変化」に該当するとの主張であると解される。しかし、発症当日の気象状況は、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり風が強い日であったが、急激な気象状況の変化や温度差がある場所へ頻回に出入りする業務とは認められないことから、「急激で著しい作業環境の変化」には該当せず、請求人らの主張は採用することができない。

なお、請求人らは、発症日の被災者の服装に関して縷々主張するが、被災者の服装が「異常な出来事」の有無の判断に影響を与えるものとは考えられず、採用できない。

(4) また、被災者の本件疾病発症前おおむね6か月間の労働時間の評価は、決定書理由第2の2の(2)のウに説示するとおりであり、被災者に短期間及び長期間の恒常的時間外労働はなく、労働時間において業務に過重性は認められない。

(5) 以上を総合すると、本件疾病については、発症直前から前日にかけて異常な出来事は認められず、また、発症に近接した短期間及び長期間の業務による過

重性も認められない。したがって、本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が被災者に対してした療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分並びに請求人に対してした遺族補償給付、葬祭料及び未支給の介護補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。